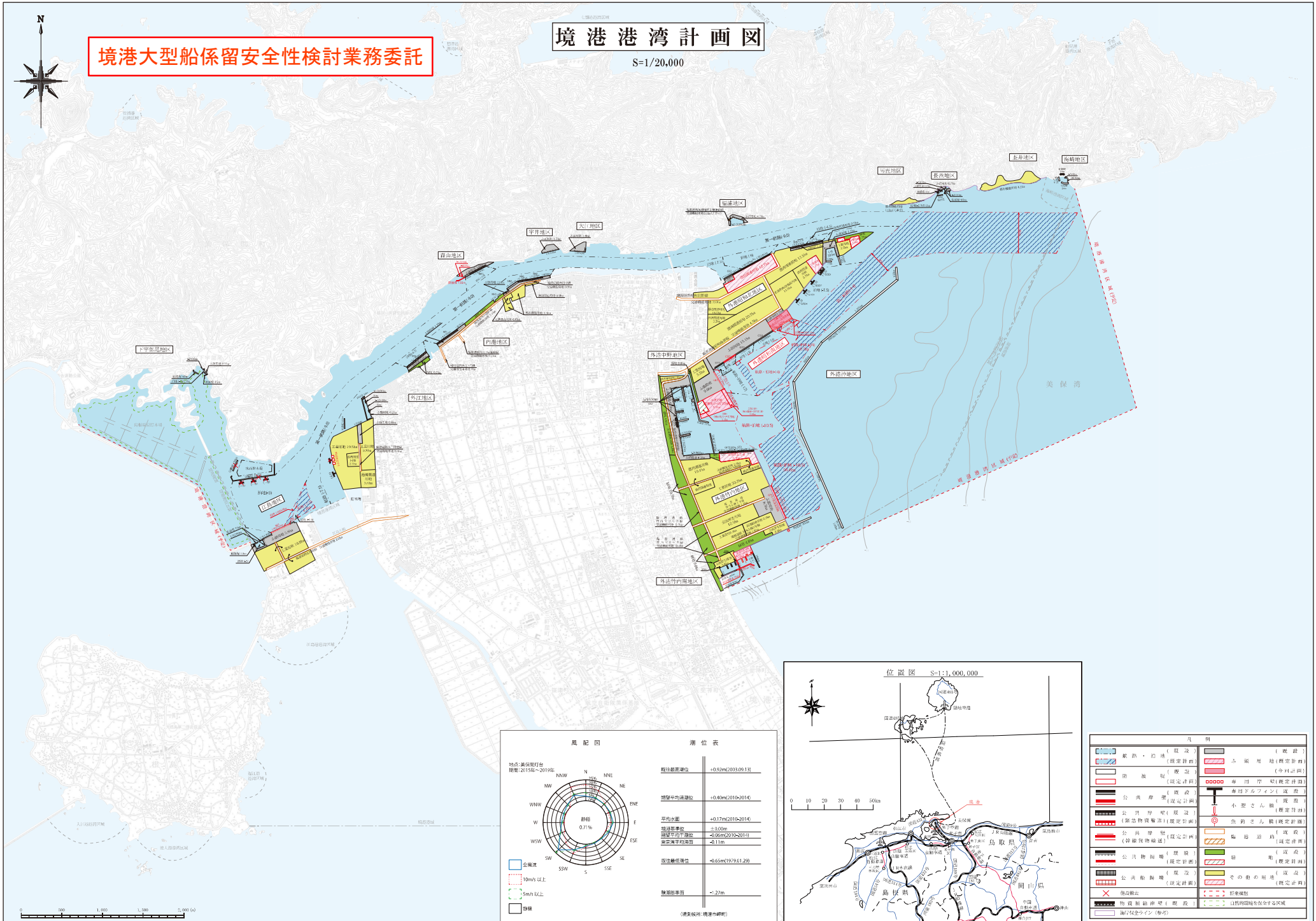


契約図書

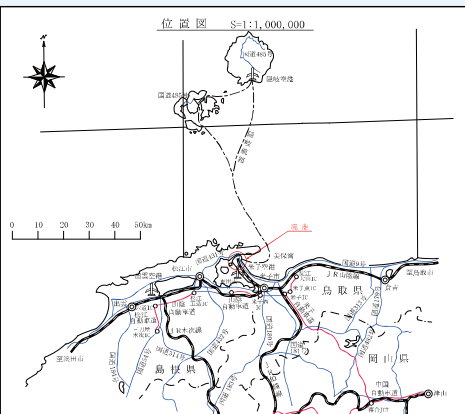
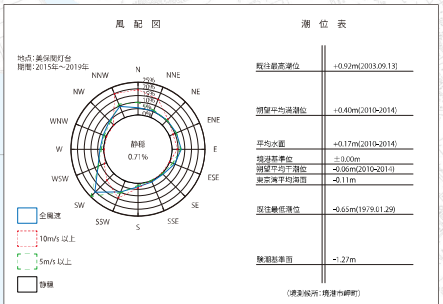
境港大型船係留安全性検討業務委託

境港港湾計画図

S=1/20,000



令和六年三月



	航路・泊地 (取扱い)		小浜地区 (既定計画)
	航路・泊地 (既定計画)		小浜地区 (現況計画)
	防波堤 (取扱い)		寺前地区 (既定計画)
	防波堤 (既定計画)		寺前地区 (現況計画)
	公共岸壁 (取扱い)		専用ドック (取扱い)
	公共岸壁 (既定計画)		専用ドック (既定計画)
	公共岸壁 (取扱い)		専用ドック (現況)
	公共岸壁 (既定計画)		専用ドック (現況)
	公共岸壁 (取扱い)		小艇さん船 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)		小艇さん船 (現況)
	公共岸壁 (取扱い)		魚釣さん船 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)		魚釣さん船 (現況)
	公共岸壁 (取扱い)		船着揚子 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)		船着揚子 (現況)
	公共岸壁 (取扱い)		その他用途 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)		その他用途 (現況)
	公共岸壁 (取扱い)		他家施設
	公共岸壁 (既定計画)		自然保護地区等指定区域
	船着揚子 (取扱い)		船着揚子 (現況)
	船着揚子 (既定計画)		船着揚子 (現況)
	船着揚子 (取扱い)		船着揚子 (現況)
	船着揚子 (既定計画)		船着揚子 (現況)

境港大型船係留安全性検討業務委託 特記仕様書

第1条 適用

本業務は総則として「鳥取県設計測量調査等業務委託共通仕様書」を適用する。

本仕様書は、設計図書及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局令和7年4月）に定めのない、その他の必要な事項について定めるものであり、受注者は本仕様書を遵守し、適正な業務の遂行を図るものとする。

第2条 業務の目的

境港に初寄港する大型船（クルーズ船、貨物船）の対象岸壁での対応可否等（接岸及び係留）について検討を行うものである。

ただし、発注時点ではあくまでも想定業務内容、数量としており、具体的な検討内容については、検討案件が生じた時点で、その都度、発注者より指示するものとする。よって、調査職員の指示（指示書）により、受注者は迅速に対応すること。

第3条 業務の内容

以下の業務内容は、大型客船又は貨物船3船型分を見込むものとする。

1. 検討条件の整理

業務の実施に先立ち、業務の内容を把握する。

また、発注者から提示される対象船舶及び対象岸壁の図面、諸元等についてとりまとめ、検討条件として整理する。

2. 接岸及び係留の安全性の検討

過去の大型船（クルーズ船、貨物船）入出港に伴う船舶航行安全対策検討委員会の成果等を参考に、対象岸壁に対する対象船舶の接岸及び係留の安全性について検討を行う。

安全性が確保できない場合には、必要となる追加施設について検討し、提案する。ただし、追加施設的设计については別途とする。

3. 港湾施設の安全性の検討

港湾の施設の技術上の基準に照らし合わせ、係留施設の諸元、水域施設（航路、泊地）の性能照査を行い、安全な利用が可能かどうかの検討を行う。

必要な性能を満足しない場合は、必要となる対策について提案を行う。

4. 安全対策の検討

初寄港の大型客船又は貨物船について、現行の入出港基準を照らし合わせ、修正が必要かどうかの確認を行う。修正が必要な場合は修正の提案を行う。

5. 検討結果取りまとめ

検討結果を成果として取りまとめる。

6. 協議・打合せ

協議・打合せは、初回（1回）、中間（1回）、最終（1回）の計3回行うものとする。

第4条 成果品の提出

業務成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書 A4版 1部
- ・ 電子データ(CD-R) 2部

第5条 留意事項

- ・ 業務実施前には関係者と協議の上、業務計画書を提出し承認を得るものとする。
- ・ 業務の実施にあたっては、調査職員と適宜協議・打合せを行うなど密接な連絡をとりながら業務を遂行すること。疑義が生じた場合は、調査職員と速やかに協議すること。
- ・ 業務の実施により知り得た情報は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の了解がなければ何人にもこれを公表・貸与できない。
- ・ 業務の実施にあたり必要となる資料については、双方確認し貸与することとする。また、受注者に貸与した資料及び情報は、発注者の了解無く第三者に流布してはならない。